

一次エネルギー消費量早見表

1) I a 地域

＜一次エネルギー消費量の算出方法＞

当該住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の (A) から (F) の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{当該住宅の年間一次エネルギー消費量} &= \text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(D) 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(E) 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- \text{(F) [太陽光発電設備等による発電電力 - (売電 + 家電機器消費相当分)]} \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、住宅全体または居室を連続的に暖房する場合は、(a-1) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-1) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-2) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

暖房方式	暖房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)					
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1					
		1.8 以下 [等級 3※2 を満たす]		1.6 以下 [等級 4※2, ※3 を満たす]		1.4 以下	
		熱交換型換気システムの有無※4					
		無	有	無	有	無	有
(a-1) 新築時に設備が設置されていない場合		99.8	78.7	92.8	71.2	68.9	46.6
(a-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	石油温水式 パネラジエーター※5	99.8	78.7	92.8	71.2	68.9	46.6
	ガス温水式パネラジエーター※5 (瞬間式従来型給湯器)	85.9	66.3	79.4	59.5	57.9	37.7
	ガス温水式パネラジエーター※5 (潜熱回収型給湯器) ※6	81.1	62.2	74.8	55.6	54.4	35.0
	電気温水式パネラジエーター※5 (ヒーター式)	172.5	131.9	159.0	117.8	115.1	73.9
	電気蓄熱暖房機 (有効蓄熱率 90%以上)	169.5	129.3	156.3	115.7	113.1	72.4

※1 参考仕様は別表参照のこと。なお、評価対象とする特定住宅の断熱性能(熱損失係数)が、上記に表示する区分の間、またはそれ以下の数値である場合は、特定住宅の熱損失係数よりも数値が大きいほうの欄を適用する。例えば、熱損失係数が 1.2 の場合にあっては、上表の「1.4 以下」の欄より該当する一次エネルギー消費量を求める。

※2 省エネルギー対策等級(日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示 1346 号)別表 1 の(イ)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。)(現在改定中)

※3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号)又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成 18 年国土交通省告示第 378 号)に適合。(現在改定中)

※4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が 65%以上の設備を設置する場合に「有」とする。

※5 温水配管に「断熱被覆が有るもの」を設置している場合のみ適用とする。

※6 エネルギー消費効率(熱効率)が 87%以上の場合に適用とする。

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

I a 地域は冷房設備の設置はないものとする。

一次エネルギー消費量早見表

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

給湯設備	節湯型機器の有無 ^{※1}	太陽熱温水器の有無 ^{※2}	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
新築時に設備が設置されていない場合			30.5
ガス瞬間式 (従来型)	有	有	20.3
		無	24.6
	無	有	25.7
		無	30.0
ガス瞬間式 (潜熱回収型)	有	有	16.5
		無	20.0
	無	有	20.8
		無	24.3
石油瞬間貯湯式	有	有	21.3
		無	25.8
	無	有	26.9
		無	31.4
石油瞬間式 (従来型)	有	有	20.7
		無	25.0
	無	有	26.1
		無	30.5
石油瞬間式 (潜熱回収型)	有	有	16.7
		無	20.2
	無	有	21.1
		無	24.6
電気温水器 (ヒーター式)	有	有	52.7
		無	63.8
	無	有	66.6
		無	77.7
電気温水器 (ヒートポンプ式) ^{※3}	有	無	23.1
	無	無	28.1

- ※1 節湯型機器は、台所は「節湯 B」、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。
「節湯 A」とは手元止水機能 (止水の容易な機構) を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が 13mm 以下のものをさす。
- ※2 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±45 度以内、有効集熱面積 3m² 以上とした場合に適用とする。
- ※3 年間給湯効率 (APF) 3.0 以上の場合に適用。APF は社団法人 日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

換気設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
ダクト式第一種換気システム	9.6
ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用)	8.2
ダクト式第二/三種換気システム	5.5
ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用)	4.1
壁付け給排気型ファン	9.6
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン)	4.1
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ^{※1} が 0.2W/ (m ³ /h) 以下のものを採用)	2.7

- ※1 消費電力を送風量で除した値

一次エネルギー消費量早見表

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

	照明設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
(e-1) LDK	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.3
	白熱灯を使用している	4.3
	白熱灯を使用していない	3.6
	白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ^{※2} している	2.9
(e-2) LDK以外の居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	3.3
	白熱灯を使用している	3.3
	白熱灯を使用していない	3.1
	白熱灯を使用せずかつLDK以外のすべての居室で調光を採用 ^{※2} している	2.3
(e-3) 非居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.0
	白熱灯を使用している	4.0
	白熱灯を使用していない	1.6
	白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ^{※3} している	1.5

※1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

※2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

※3 非居室全体（玄関ポーチ含む）のいずれかの設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

暖房設備による区分	一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年)	
	設置容量 ^{※1}	
	2kW	3kW
新築時に暖房機器が設置されていない場合又は住宅全体を連続的に暖房する場合	6.2	9.2

※1 傾斜角 0～30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

一次エネルギー消費量早見表

2) I b 地域

＜一次エネルギー消費量の算出方法＞

当該住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の (A) から (F) の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{当該住宅の年間一次エネルギー消費量} &= \text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ \text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ \text{(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ \text{(D) 換気設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ \text{(E) 照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &- \text{(F) [太陽光発電設備等による発電電力 - (売電 + 家電機器消費相当分)]}
 \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、住宅全体または居室を連続的に暖房する場合は、(a-1) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = (\text{a-1}) \text{ 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = (\text{a-2}) \text{ 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

暖房方式	暖房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)					
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1					
		1.8 以下 [等級 3※2 を満たす]		1.6 以下 [等級 4※2、※3 を満たす]		1.4 以下	
		熱交換型換気システムの有無※4					
		無	有	無	有	無	有
(a-1) 新築時に設備が設置されていない場合		88.0	68.9	81.8	62.3	60.2	40.3
(a-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	石油温水式 ^ハ 熱放射 ^エ ーター※5	88.0	68.9	81.8	62.3	60.2	40.3
	ガス温水式 ^ハ 熱放射 ^エ ーター※5 (瞬間式従来型給湯器)	75.1	57.4	69.2	51.3	49.9	32.1
	ガス温水式 ^ハ 熱放射 ^エ ーター※5 (潜熱回収型給湯器) ※6	70.8	53.6	65.1	47.7	46.7	29.7
	電気温水式 ^ハ 熱放射 ^エ ーター※5 (ヒーター式)	149.7	113.5	137.7	101.0	98.5	62.5
	電気温水式 ^ハ 熱放射 ^エ ーター※5 (ヒートポンプ ^フ 式)	75.4	55.1	68.3	48.4	49.7	30.0
	電気蓄熱暖房機 (有効蓄熱率 90%以上)	146.6	110.8	134.9	98.7	96.4	61.1

※1 参考仕様は別表参照のこと。なお、評価対象とする特定住宅の断熱性能（熱損失係数）が、上記に表示する区分の間、またはそれ以下の数値である場合は、特定住宅の熱損失係数よりも数値が大きいほうの欄を適用する。例えば、熱損失係数が 1.2 の場合にあっては、上表の「1.4 以下」の欄より該当する一次エネルギー消費量を求める。

※2 省エネルギー対策等級（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示 1346 号）別表 1 の(イ)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。）（現在改定中）

※3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）に適合。（現在改定中）

※4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が 65%以上の設備を設置する場合に「有」とする。

※5 温水配管に「断熱被覆が有るもの」を設置している場合のみ適用とする。

※6 エネルギー消費効率（熱効率）が 87%以上の場合に適用とする。

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

I b 地域は冷房設備の設置はないものとする。

一次エネルギー消費量早見表

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

給湯設備	節湯型機器の有無 ^{※1}	太陽熱温水器の有無 ^{※2}	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
新築時に設備が設置されていない場合			29.3
ガス瞬間式 (従来型)	有	有	19.5
		無	24.0
	無	有	24.7
		無	29.2
ガス瞬間式 (潜熱回収型)	有	有	15.9
		無	19.6
	無	有	20.1
		無	23.8
石油瞬間貯湯式	有	有	20.1
		無	24.8
	無	有	25.5
		無	30.2
石油瞬間式 (従来型)	有	有	19.5
		無	24.0
	無	有	24.7
		無	29.3
石油瞬間式 (潜熱回収型)	有	有	16.1
		無	19.8
	無	有	20.3
		無	24.1
電気温水器 (ヒーター式)	有	有	51.0
		無	62.8
	無	有	64.6
		無	76.5
電気温水器 (ヒートポンプ式) ^{※3}	有	無	21.0
	無		25.6

- ※1 節湯型機器は、台所は「節湯 B」、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。
「節湯 A」とは手元止水機能 (止水の容易な機構) を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が 13mm 以下のものをさす。
- ※2 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±45 度以内、有効集熱面積 3m² 以上とした場合に適用とする。
- ※3 年間給湯効率 (APF) 3.0 以上の場合に適用。APF は社団法人 日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

換気設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
ダクト式第一種換気システム	9.6
ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用)	8.2
ダクト式第二/三種換気システム	5.5
ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用)	4.1
壁付け給排気型ファン	9.6
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン)	4.1
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ^{※1} が 0.2W/ (m ³ /h) 以下のものを採用)	2.7

- ※1 消費電力を送風量で除した値

一次エネルギー消費量早見表

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

	照明設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
(e-1) LDK	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.3
	白熱灯を使用している	4.3
	白熱灯を使用していない	3.6
	白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ^{※2} している	2.9
(e-2) LDK以外の居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	3.3
	白熱灯を使用している	3.3
	白熱灯を使用していない	3.1
	白熱灯を使用せずかつ LDK 以外のすべての居室で調光を採用 ^{※2} している	2.3
(e-3) 非居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.0
	白熱灯を使用している	4.0
	白熱灯を使用していない	1.6
	白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ^{※3} している	1.5

※1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

※2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

※3 非居室全体（玄関ポーチ含む）のいずれかの設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

暖房設備による区分	一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年)	
	設置容量 ^{※1}	
	2kW	3kW
新築時に暖房設備が設置されていない場合又は住宅全体を連続的に暖房する場合	6.2	9.2

※1 傾斜角 0～30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

一次エネルギー消費量早見表

3) II 地域

<一次エネルギー消費量の算出方法>

当該住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の (A) から (F) の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{当該住宅の年間一次エネルギー消費量} &= \text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(D) 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(E) 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- \text{(F) [太陽光発電設備等による発電電力 - (売電 + 家電機器消費相当分)]} \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (a-1)、住宅全体または居室を連続的に暖房する場合は (a-2)、居室を間欠的に暖房する場合は (a-3-1) 及び (a-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-1) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-2) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

居室を間欠的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$= \text{(a-3-1) LDKの暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$+ \text{(a-3-2) その他居室の暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

暖房方式	暖房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)									
		熱損失係数 [W/m ² K] ※ ¹									
		2.7 以下 [等級 3※ ² を満たす]		2.4 以下		1.9 以下 [等級 4※ ² , ※ ³ を満たす]		1.6 以下		1.4 以下	
		熱交換型換気システムの有無※ ⁴									
		無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
(a-1) 新築時に設備が設置されていない場合		35.2	31.7	31.6	27.5	25.6	20.7	19.1	14	14.8	9.5
(a-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※ ⁶	84.0	73.7	75.1	64.1	60.2	48.1	46.0	33.3	36.5	23.4
	石油温水式※ ⁵ 熱交換型換気システム※ ⁵	89.6	79.1	81.3	69.8	67.4	54.3	50.9	37.3	39.8	26.0
	電気温水式※ ⁵ 熱交換型換気システム※ ⁵ (ヒートポンプ式)	77.3	66.8	67.2	56.3	50.3	38.9	36.6	25.2	27.5	16.0
	電気蓄熱暖房機 (有効蓄熱率 90%以上)	152.8	132.8	137.0	115.5	110.6	86.6	81.5	57.7	62.1	38.4
(a-3-1) LDK を間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	26.6	24.0	23.9	20.9	19.3	15.9	14.4	10.7	11.2	7.3
	ルームエアコン※ ⁷	21.1	19.3	19.3	17.3	16.2	13.9	12.7	9.9	10.4	7.3
	FF 式暖房設備	26.6	24.0	23.9	20.9	19.3	15.9	14.4	10.7	11.2	7.3
	電気温水式床暖房※ ⁸ (ヒートポンプ式)	30.5	27.0	27.0	23.2	21.0	16.9	15.5	11.3	11.8	7.5
	電気ヒーター式床暖房	60.0	53.9	53.6	46.8	42.9	35.0	31.8	23.4	24.4	15.6
(a-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	8.6	7.7	7.7	6.6	6.3	4.8	4.7	3.3	3.6	2.2
	ルームエアコン※ ⁷	5.6	5.2	5.2	4.6	4.5	3.6	3.5	2.7	2.9	2.0
	FF 式暖房設備	8.6	7.7	7.7	6.6	6.3	4.8	4.7	3.3	3.6	2.2

一次エネルギー消費量早見表

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (b-1)、住宅全体または居室を連続的に冷房する場合は (b-2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b-3-1) 及び (b-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量 = (b-1) 当該冷房設備の一次エネルギー消費量

住宅全体または居室を連続的に冷房する場合：

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量 = (b-2) 当該冷房設備の一次エネルギー消費量

新築時に設備が設置されていない場合、または居室を間欠的に暖房する場合：

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

= (b-3-1) LDKの冷房設備の一次エネルギー消費量

+ (b-3-2) その他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房方式	冷房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)									
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1									
		2.7 以下 [等級 3※2 を満たす]		2.4 以下		1.9 以下 [等級 4※2, ※3 を満たす]		1.6 以下		1.4 以下	
		通風の確保の有無※9									
		無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
(b-1) 新築時に設備が設置されていない場合		1.5	1.1	1.6	1.1	1.7	1.1	1.9	1.2	2	1.2
(b-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※10	5.5	/	5.8	/	6.2	/	6.6	/	6.8	/
(b-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	1.2	0.9	1.3	0.9	1.4	0.9	1.5	1.0	1.6	1.0
	ルームエアコンディショナー※11	0.9	0.7	1.0	0.7	1.1	0.7	1.2	0.8	1.2	0.8
(b-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2
	ルームエアコンディショナー※11	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2

※1 参考仕様は別表参照のこと。なお、評価対象とする特定住宅の断熱性能（熱損失係数）が、上記に表示する区分の間、またはそれ以下の数値である場合は、特定住宅の熱損失係数よりも数値が大きいほうの欄を適用する。例えば、熱損失係数が 1.7 の場合にあっては、上表の「1.9 以下」の欄より該当する一次エネルギー消費量を求める。

※2 省エネルギー対策等級（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示 1346 号）別表 1 の(イ)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。）（現在改定中）

※3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）に適合。（現在改定中）

※4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が 65%以上の設備を設置する場合に「有」とする。

※5 温水配管に「断熱被覆が有るもの」を設置している場合のみ適用とする。

※6 エネルギー消費効率（暖房能力 [kW] を暖房消費電力 [kW] で除した数値）が 3.0 以上の場合に適用とする。

※7 LDK に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率（暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値）が 4.6 以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が 5.9 以上の場合に適用とする。

※8 床暖房の敷設率が 75%以上、配管は「断熱被覆が有るもの」を設置し、床の上面放熱率が 90%以上の場合に適用とする。

※9 通風の確保の有無の判断については、(b-2) または (b-3) の区分を構成するすべての居室について①又は②に該当する場合は各区分について「有」を適用できるものとする。

① 居室の方位の異なる壁面（屋根面を含む。以下同じ。）二面に面積比(対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。同一の壁面上に複数の開口部がある場合は合算可。以下同じ)1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

②次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室（廊下等の非居室を含む。）に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

一次エネルギー消費量早見表

※10 エネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が 3.0 以上に適用とする。

※11 LDK に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が 3.7 以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が 5.4 以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

給湯設備	節湯型機器の有無※1	太陽熱温水器の有無※2	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
新築時に設備が設置されていない場合			26.5
ガス瞬間式（従来型）	有	有	17.7
		無	22.2
	無	有	22.5
		無	27.1
ガス瞬間式（潜熱回収型）	有	有	14.6
		無	18.3
	無	有	18.6
		無	22.3
石油瞬間貯湯式	有	有	17.9
		無	22.5
	無	有	22.8
		無	27.3
石油瞬間式（従来型）	有	有	17.4
		無	21.8
	無	有	22.1
		無	26.5
石油瞬間式（潜熱回収型）	有	有	14.7
		無	18.4
	無	有	18.7
		無	22.4
電気温水器（ヒーター式）	有	有	47.0
		無	59.0
	無	有	59.8
		無	71.8
電気温水器（ヒートポンプ式）※3	有	無	18.4
	無		22.4

※1 節湯型機器は、台所は「節湯 B」、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。

「節湯 A」とは手元止水機能（止水の容易な機構）を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が 13mm 以下のものをさす。

※2 傾斜角 0～30 度以内、方位角南面±45 度以内、有効集熱面積 3m² 以上とした場合に適用とする。

※3 年間給湯効率 (APF) 3.0 以上の場合に適用。APF は社団法人 日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

一次エネルギー消費量早見表

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

換気設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
ダクト式第一種換気システム	9.6
ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用)	8.2
ダクト式第二/三種換気システム	5.5
ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用)	4.1
壁付け給排気型ファン	9.6
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン)	4.1
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ^{※1} が 0.2W/ (m ³ /h) 以下のものを採用)	2.7

※1 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

	照明設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
(e-1) LDK	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.3
	白熱灯を使用している	4.3
	白熱灯を使用していない	3.6
	白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ^{※2} している	2.9
(e-2) LDK以外の居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	3.3
	白熱灯を使用している	3.3
	白熱灯を使用していない	3.1
	白熱灯を使用せずかつLDK以外のすべての居室で調光を採用 ^{※2} している	2.3
(e-3) 非居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.0
	白熱灯を使用している	4.0
	白熱灯を使用していない	1.6
	白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ^{※3} している	1.5

※1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

※2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

※3 非居室全体 (玄関ポーチ含む) のいずれかの設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

暖房設備による区分	一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年)	
	設置容量 ^{※1}	
	2kW	3kW
新築時に暖房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に暖房する場合	5.0	7.5
住宅全体又は全居室を連続的に暖房する場合	5.8	8.7

※1 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

一次エネルギー消費量早見表

4) III地域

<一次エネルギー消費量の算出方法>

当該住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の (A) から (F) の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{当該住宅の年間一次エネルギー消費量} &= \text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(D) 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(E) 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- \text{(F) [太陽光発電設備等による発電電力 - (売電 + 家電機器消費相当分)]} \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (a-1)、住宅全体または居室を連続的に暖房する場合は (a-2)、居室を間欠的に暖房する場合は (a-3-1) 及び (a-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-1) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-2) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

居室を間欠的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$= \text{(a-3-1) LDKの暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$+ \text{(a-3-2) その他居室の暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

暖房方式	暖房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)									
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1									
		3.3 以下 [等級 3※2 を満たす]		2.7 以下		2.4 以下 [等級 4※2、※3 を満たす]		2.1 以下		1.9 以下	
		熱交換型換気システムの有無※4									
		無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
(a-1) 新築時に設備が設置されていない場合		34.3	31.2	28.2	24.7	25.2	21.4	18.7	14.8	14.3	10.4
(a-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※6	85.7	76.1	70.0	60.2	62.2	52.3	49.5	39.1	41.0	30.4
	石油温水式バネルラジエーター※5	92.1	82.5	77.4	66.6	70.1	58.7	54.0	42.2	43.3	31.1
	ガス温水式バネルラジエーター※5 (瞬間式従来型給湯器)	78.8	70.1	65.6	56.0	59.0	48.9	45.0	34.6	35.7	25.0
	ガス温水式バネルラジエーター※5 (潜熱回収型給湯器)	75.0	66.6	62.2	53.1	55.9	46.3	42.6	32.6	33.7	23.5
	電気蓄熱暖房機 (有効蓄熱率 90%以上)	159.4	141.5	132.4	112.5	118.9	98.0	90.3	68.8	71.2	49.3
(a-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合	新築時に設備が 設置されていない場合	26.2	23.9	21.6	19.0	19.3	16.5	14.4	11.5	11.1	8.2
	ルームエアコンディション※7	20.8	19.2	17.6	15.7	16.1	14.0	12.3	10.2	9.8	7.6
	FF式暖房設備	26.2	23.9	21.6	19.0	19.3	16.5	14.4	11.5	11.1	8.2
	ガス温水式床暖房※8 (瞬間式従来型給湯器)	32.8	29.8	26.8	23.4	23.9	20.2	17.7	14.1	13.6	10.1
	ガス温水式床暖房※8 (潜熱回収型給湯器) ※9	31.3	28.4	25.6	22.3	22.7	19.2	16.8	13.4	12.9	9.5
	電気温水式床暖房※8 (ヒートポンプ式)	31.2	28.1	25.0	21.7	22.0	18.5	16.4	12.9	12.6	9.2
	電気ヒーター式床暖房	59.3	54.1	48.7	42.6	43.4	36.8	32.1	25.6	24.6	18.1
(a-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	新築時に設備が 設置されていない場合	8.1	7.3	6.6	5.7	5.9	4.9	4.3	3.3	3.2	2.2
	ルームエアコンディション※7	5.4	4.9	4.5	4.0	4.1	3.6	3.1	2.6	2.5	1.9
	FF式暖房設備	8.1	7.3	6.6	5.7	5.9	4.9	4.3	3.3	3.2	2.2

一次エネルギー消費量早見表

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (b-1)、住宅全体または居室を連続的に冷房する場合は (b-2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b-3-1) 及び (b-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

$$(B) \text{ 冷房設備の一次エネルギー消費量} = (b-1) \text{ 当該冷房設備の一次エネルギー消費量}$$

住宅全体または居室を連続的に冷房する場合：

$$(B) \text{ 冷房設備の一次エネルギー消費量} = (b-2) \text{ 当該冷房設備の一次エネルギー消費量}$$

新築時に設備が設置されていない場合、または居室を間欠的に暖房する場合：

$$(B) \text{ 冷房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$= (b-3-1) \text{ LDKの冷房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$+ (b-3-2) \text{ その他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量}$$

冷房方式	冷房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)									
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1									
		3.3 以下 [等級 3※2 を満たす]		2.7 以下		2.4 以下 [等級 4※2, ※3 を満たす]		2.1 以下		1.9 以下	
		通風の確保の有無※10									
		無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
(b-1) 新築時に設備が設置されていない場合		2.4	2	2.6	2.2	2.6	2.2	2.8	2.3	2.9	2.4
(b-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※11	9.2		9.6		9.8		10.2		10.5	
(b-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	2.0	1.7	2.1	1.8	2.1	1.8	2.2	1.9	2.3	2.0
	ルームエアコンディショナー※12	1.5	1.3	1.6	1.4	1.6	1.4	1.7	1.5	1.8	1.5
(b-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	0.4	0.3	0.5	0.4	0.5	0.4	0.6	0.4	0.6	0.4
	ルームエアコンディショナー※12	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.6	0.4	0.6	0.5

※1 参考仕様は別表参照のこと。なお、評価対象とする特定住宅の断熱性能(熱損失係数)が、上記に表示する区分の間、またはそれ以下の数値である場合は、特定住宅の熱損失係数よりも数値が大きいほうの欄を適用する。例えば、熱損失係数が2.3の場合にあっては、上表の「2.4以下」の欄より該当する一次エネルギー消費量を求める。

※2 省エネルギー対策等級(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示1346号)別表1の(i)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。)(現在改定中)

※3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省告示第378号)に適合。(現在改定中)

※4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が65%以上の設備を設置する場合に「有」とする。

※5 温水配管に「断熱被覆が有るもの」を設置している場合のみ適用とする。

※6 エネルギー消費効率(暖房能力[kW]を暖房消費電力[kW]で除した数値)が3.0以上の場合に適用とする。

※7 LDKに設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率(暖房能力(kW)を暖房消費電力(kW)で除した数値)が4.6以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が5.9以上の場合に適用とする。

※8 床暖房の敷設率が75%以上、配管は「断熱被覆が有るもの」を設置し、床の上面放熱率が90%以上の場合に適用とする。

※9 エネルギー消費効率(熱効率)が87%以上の場合に適用とする。

※10 通風の確保の有無の判断については、(b-2)または(b-3)の区分を構成するすべての居室について①又は②に該当する場合は各区分について「有」を適用できるものとする。

① 居室の方位の異なる壁面(屋根面を含む。以下同じ。)二面に面積比(対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。同一の壁面上に複数の開口がある場合は合算可。以下同じ)1/35以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

② 次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比1/20以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室(廊下等の非居室を含む。)に面積比1/20以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設

一次エネルギー消費量早見表

置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

※11 エネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が 3.0 以上に適用とする。

※12 LDK に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が 3.7 以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が 5.4 以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

給湯設備	節湯型機器の有無※1	太陽熱温水器の有無※2	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
新築時に設備が設置されていない場合			26.3
ガス瞬間式（従来型）	有	有	16.7
		無	21.6
	無	有	21.3
		無	26.3
ガス瞬間式（潜熱回収型）	有	有	13.8
		無	17.8
	無	有	17.6
		無	21.7
石油瞬間貯湯式	有	有	16.6
		無	21.4
	無	有	21.2
		無	26.1
石油瞬間式（従来型）	有	有	16.2
		無	21.0
	無	有	20.7
		無	25.5
石油瞬間式（潜熱回収型）	有	有	13.8
		無	17.9
	無	有	17.7
		無	21.8
電気温水器（ヒーター式）	有	有	44.1
		無	57.1
	無	有	56.5
		無	69.5
電気温水器（ヒートポンプ式）※3	有	無	17.4
	無		21.2

※1 節湯型機器は、台所は「節湯 B」、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。

「節湯 A」とは手元止水機能（止水の容易な機構）を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が 13mm 以下のものをさす。

※2 傾斜角 0～30 度以内、方位角南面±45 度以内、有効集熱面積 3m² 以上とした場合に適用とする。

※3 年間給湯効率（APF）3.0 以上の場合に適用。APF は社団法人 日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

一次エネルギー消費量早見表

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

換気設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
ダクト式第一種換気システム	9.6
ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用)	8.2
ダクト式第二/三種換気システム	5.5
ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用)	4.1
壁付け給排気型ファン	9.6
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン)	4.1
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ^{※1} が 0.2W/ (m ³ /h) 以下のものを採用)	2.7

※1 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

	照明設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
(e-1) LDK	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.3
	白熱灯を使用している	4.3
	白熱灯を使用していない	3.6
	白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ^{※2} している	2.9
(e-2) LDK以外の居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	3.3
	白熱灯を使用している	3.3
	白熱灯を使用していない	3.1
	白熱灯を使用せずかつLDK以外のすべての居室で調光を採用 ^{※2} している	2.3
(e-3) 非居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.0
	白熱灯を使用している	4.0
	白熱灯を使用していない	1.6
	白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ^{※3} している	1.5

※1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

※2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

※3 非居室全体 (玄関ポーチ含む) のいずれかの設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

暖房設備による区分	一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年)	
	設置容量 ^{※1}	
	2kW	3kW
新築時に暖房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に暖房する場合	5.6	8.5
住宅全体又は全居室を連続的に暖房する場合	6.7	10.0

※1 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

一次エネルギー消費量早見表

5) IVa 地域

＜一次エネルギー消費量の算出方法＞

当該住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の (A) から (F) の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{当該住宅の年間一次エネルギー消費量} &= \text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(D) 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(E) 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- \text{(F) [太陽光発電設備等による発電電力 - (売電 + 家電機器消費相当分)]} \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (a-1)、住宅全体または居室を連続的に暖房する場合は (a-2)、居室を間欠的に暖房する場合は (a-3-1) 及び (a-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-1) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-2) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

居室を間欠的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$= \text{(a-3-1) LDKの暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$+ \text{(a-3-2) その他居室の暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

暖房方式	暖房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)									
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1									
		4.2 以下 [等級 3※2 を満たす]		3.3 以下		2.7 以下 [等級 4※2、※3 を満たす]		2.1 以下		1.9 以下	
		熱交換型換気システムの有無※4									
		無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
(a-1) 新築時に設備が設置されていない場合		28.8	27.2	23.9	21.8	20.6	18.3	12	9.4	9.1	6.4
(a-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※5	84.3	75.1	65.6	57.3	53.1	45.5	34.0	25.2	27.6	18.5
(a-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	24.5	23.2	20.3	18.6	17.5	15.6	10.3	8.1	7.9	5.6
	ルームエアコンデーション※6	18.4	17.4	15.3	14.0	13.1	11.7	7.7	6.1	5.9	4.2
	FF式暖房設備	24.5	22.9	19.6	17.7	16.4	14.3	9.1	7.0	6.7	4.6
	ガス温水式床暖房※7 (瞬間式従来型給湯器)	30.9	28.8	24.5	22.0	20.2	17.5	11.2	8.6	8.2	5.6
	ガス温水式床暖房※7 (潜熱回収型給湯器) ※8	29.5	27.5	23.3	20.9	19.2	16.6	10.6	8.1	7.7	5.3
	電気温水式床暖房※7 (ヒートポンプ式)	27.8	25.6	21.5	19.1	17.3	14.7	9.5	7.2	6.9	4.7
(a-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	電気ヒーター式床暖房	55.4	51.8	44.2	39.8	36.7	31.8	20.2	15.4	14.7	10.0
	新築時に設備が設置されていない場合	4.3	4.0	3.6	3.2	3.1	2.7	1.7	1.3	1.2	0.8
	ルームエアコンデーション※6	4.3	4.1	3.7	3.3	3.2	2.9	1.8	1.3	1.3	0.8
	FF式暖房設備	7.1	6.6	5.8	5.1	4.8	4.1	2.4	1.8	1.6	1.0

一次エネルギー消費量早見表

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (b-1)、住宅全体または居室を連続的に冷房する場合は (b-2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b-3-1) 及び (b-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量 = (b-1) 当該冷房設備の一次エネルギー消費量

住宅全体または居室を連続的に冷房する場合：

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量 = (b-2) 当該冷房設備の一次エネルギー消費量

新築時に設備が設置されていない場合、または居室を間欠的に暖房する場合：

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

= (b-3-1) LDKの冷房設備の一次エネルギー消費量

+ (b-3-2) その他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房方式	冷房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)									
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1									
		4.2 以下 [等級 3※2 を満たす]		3.3 以下		2.7 以下 [等級 4※2、※3 を満たす]		2.1 以下		1.9 以下	
		通風の確保の有無※9									
		無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
(b-1) 新築時に設備が設置されていない場合		2.3	2.1	2.5	2.2	2.6	2.2	2.8	2.3	2.9	2.5
(b-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※10	8.8		9.2		9.5		10.3		10.5	
(b-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	1.9	1.7	2.0	1.8	2.1	1.8	2.2	1.9	2.3	2.0
	ルームエアコンディショナー※11	1.5	1.3	1.6	1.4	1.6	1.4	1.7	1.5	1.8	1.5
(b-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.6	0.4	0.6	0.5
	ルームエアコンディショナー※11	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0.6	0.5	0.7	0.5

※1 参考仕様は別表参照のこと。なお、評価対象とする特定住宅の断熱性能（熱損失係数）が、上記に表示する区分の間、またはそれ以下の数値である場合は、特定住宅の熱損失係数よりも数値が大きいほうの欄を適用する。例えば、熱損失係数が 2.5 の場合にあっては、上表の「2.7 以下」の欄より該当する一次エネルギー消費量を求める。

※2 省エネルギー対策等級（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示 1346 号）別表 1 の(イ)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。）（現在改定中）

※3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）に適合。（現在改定中）

※4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が 65%以上の設備を設置する場合に「有」とする。

※5 エネルギー消費効率（暖房能力 [kW] を暖房消費電力 [kW] で除した数値）が 3.0 以上の場合に適用とする。

※6 LDK に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率（暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値）が 4.6 以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が 5.9 以上の場合に適用とする。

※7 床暖房の敷設率が 75%以上、配管は「断熱被覆が有るもの」を設置し、床の上面放熱率が 90%以上の場合に適用とする。

※8 エネルギー消費効率（熱効率）が 87%以上の場合に適用とする。

※9 通風の確保の有無の判断については、(b-2) または (b-3) の区分を構成するすべての居室について①又は②に該当する場合は各区分について「有」を適用できるものとする。

① 居室の方位の異なる壁面（屋根面を含む。以下同じ。）二面に面積比(対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。同一の壁面上に複数の開口部がある場合は合算可。以下同じ)1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

②次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室（廊下等の非居室を含む。）に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

一次エネルギー消費量早見表

※10 エネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が3.0以上に適用とする。

※11 LDKに設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が3.7以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が5.4以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

給湯設備	節湯型機器の有無※1	太陽熱温水器の有無※2	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
新築時に設備が設置されていない場合			24.7
ガス瞬間式（従来型）	有	有	15.5
		無	20.3
	無	有	19.9
		無	24.7
ガス瞬間式（潜熱回収型）	有	有	12.9
		無	16.9
	無	有	16.5
		無	20.5
石油瞬間貯湯式	有	有	15.3
		無	20.0
	無	有	19.6
		無	24.4
石油瞬間式（従来型）	有	有	14.8
		無	19.4
	無	有	19.1
		無	23.6
石油瞬間式（潜熱回収型）	有	有	12.9
		無	16.9
	無	有	16.6
		無	20.6
電気温水器（ヒーター式）	有	有	41.4
		無	54.1
	無	有	53.1
		無	65.9
電気温水器（ヒートポンプ式）※3	有	無	16.2
	無		19.7

※1 節湯型機器は、台所は「節湯 B」、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。

「節湯 A」とは手元止水機能（止水の容易な機構）を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が13mm以下のものをさす。

※2 傾斜角0～30度以内、方位角南面±45度以内、有効集熱面積3m²以上とした場合に適用とする。

※3 年間給湯効率（APF）3.0以上の場合に適用。APFは社団法人 日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

一次エネルギー消費量早見表

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

換気設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
ダクト式第一種換気システム	9.6
ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用)	8.2
ダクト式第二/三種換気システム	5.5
ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用)	4.1
壁付け給排気型ファン	9.6
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン)	4.1
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ^{※1} が 0.2W/ (m ³ /h) 以下のものを採用)	2.7

※1 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

	照明設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
(e-1) LDK	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.3
	白熱灯を使用している	4.3
	白熱灯を使用していない	3.6
	白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ^{※2} している	2.9
(e-2) LDK以外の居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	3.3
	白熱灯を使用している	3.3
	白熱灯を使用していない	3.1
	白熱灯を使用せずかつ LDK 以外のすべての居室で調光を採用 ^{※2} している	2.3
(e-3) 非居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.0
	白熱灯を使用している	4.0
	白熱灯を使用していない	1.6
	白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ^{※3} している	1.5

※1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

※2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

※3 非居室全体 (玄関ポーチ含む) のいずれかの設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

暖房設備による区分	一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年)	
	設置容量 ^{※1}	
	2kW	3kW
新築時に暖房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に暖房する場合	4.9	7.4
住宅全体を連続的に暖房する場合	5.8	8.8

※1 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

一次エネルギー消費量早見表

6) IVb 地域

＜一次エネルギー消費量の算出方法＞

当該住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の (A) から (F) の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{当該住宅の年間一次エネルギー消費量} &= \text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(D) 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(E) 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- \text{(F) [太陽光発電設備等による発電電力 - (売電 + 家電機器消費相当分)]} \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (a-1)、住宅全体または居室を連続的に暖房する場合は (a-2)、居室を間欠的に暖房する場合は (a-3-1) 及び (a-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-1) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-2) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

居室を間欠的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$= \text{(a-3-1) LDKの暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$+ \text{(a-3-2) その他居室の暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

暖房方式	暖房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)									
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1									
		4.2 以下 [等級 3※2 を満たす]		3.3 以下		2.7 以下 [等級 4※2、※3 を満たす]		2.1 以下		1.9 以下	
		熱交換型換気システムの有無※4									
		無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
(a-1) 新築時に設備が設置されていない場合		20.9	19.8	17.6	16.1	15.2	13.7	9.0	7.1	7.0	5.0
(a-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※5	58.7	53.1	46.3	40.6	38.0	32.2	23.6	17.6	18.8	12.7
(a-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	17.7	16.8	14.9	13.7	12.9	11.6	7.7	6.1	6.0	4.3
	ルームエアコンデーション※6	13.3	12.6	11.2	10.3	9.7	8.7	5.8	4.6	4.5	3.3
	FF式暖房設備	18.6	17.4	15.0	13.5	12.5	10.9	7.0	5.3	5.1	3.4
	ガス温水式床暖房※7 (瞬間式従来型給湯器)	23.1	21.6	18.5	16.6	15.3	13.3	8.5	6.5	6.2	4.2
	ガス温水式床暖房※7 (潜熱回収型給湯器) ※8	22.0	20.5	17.5	15.8	14.5	12.6	8.0	6.1	5.9	3.9
	電気温水式床暖房※7 (ヒートポンプ式)	19.3	17.7	14.9	13.1	11.9	10.1	6.5	4.8	4.7	3.1
(a-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	電気ヒーター式床暖房	42.1	39.3	33.6	30.2	27.9	24.1	15.3	11.6	11.1	7.4
	新築時に設備が設置されていない場合	3.2	3.0	2.7	2.4	2.3	2.1	1.3	1.0	1.0	0.7
	ルームエアコンデーション※6	3.2	3.1	2.8	2.6	2.5	2.2	1.5	1.1	1.1	0.8
	FF式暖房設備	5.4	5.0	4.4	3.9	3.7	3.1	1.9	1.4	1.3	0.8

一次エネルギー消費量早見表

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (b-1)、住宅全体または居室を連続的に冷房する場合は (b-2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b-3-1) 及び (b-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量 = (b-1) 当該冷房設備の一次エネルギー消費量

住宅全体または居室を連続的に冷房する場合：

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量 = (b-2) 当該冷房設備の一次エネルギー消費量

新築時に設備が設置されていない場合、または居室を間欠的に暖房する場合：

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

= (b-3-1) LDKの冷房設備の一次エネルギー消費量

+ (b-3-2) その他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房方式	冷房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)									
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1									
		4.2 以下 [等級 3※2 を満たす]		3.3 以下		2.7 以下 [等級 4※2、※3 を満たす]		2.1 以下		1.9 以下	
		通風の確保の有無※9									
		無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
(b-1) 新築時に設備が設置されていない場合		6.1	5.6	6.4	5.6	6.5	5.6	7.0	6.1	7.2	6.1
(b-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※10	22.8	/	23.4	/	23.8	/	25.4	/	26.0	/
(b-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	4.8	4.4	4.9	4.4	4.9	4.4	5.2	4.7	5.3	4.7
	ルームエアコンディショナー※11	3.7	3.4	3.8	3.4	3.8	3.4	4.1	3.6	4.1	3.7
(b-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	1.3	1.2	1.5	1.2	1.6	1.2	1.8	1.4	1.9	1.4
	ルームエアコンディショナー※11	1.4	1.2	1.6	1.3	1.7	1.3	2.0	1.4	2.1	1.5

※1 参考仕様は別表参照のこと。なお、評価対象とする特定住宅の断熱性能（熱損失係数）が、上記に表示する区分の間、またはそれ以下の数値である場合は、特定住宅の熱損失係数よりも数値が大きいほうの欄を適用する。例えば、熱損失係数が 2.5 の場合にあっては、上表の「2.7 以下」の欄より該当する一次エネルギー消費量を求める。

※2 省エネルギー対策等級（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示 1346 号）別表 1 の(イ)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。）（現在改定中）

※3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）に適合。（現在改定中）

※4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が 65%以上の設備を設置する場合に「有」とする。

※5 エネルギー消費効率（暖房能力 [kW] を暖房消費電力 [kW] で除した数値）が 3.0 以上の場合に適用とする。

※6 LDK に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率（暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値）が 4.6 以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が 5.9 以上の場合に適用とする。

※7 床暖房の敷設率が 75%以上、配管は「断熱被覆が有るもの」を設置し、床の上面放熱率が 90%以上の場合に適用とする。

※8 エネルギー消費効率（熱効率）が 87%以上の場合に適用とする。

※9 通風の確保の有無の判断については、(b-2) または (b-3) の区分を構成するすべての居室について①又は②に該当する場合は各区分について「有」を適用できるものとする。

① 居室の方位の異なる壁面（屋根面を含む。以下同じ。）二面に面積比(対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。同一の壁面上に複数の開口部がある場合は合算可。以下同じ)1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

②次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室（廊下等の非居室を含む。）に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

一次エネルギー消費量早見表

※10 エネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が3.0以上に適用とする。

※11 LDKに設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が3.7以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が5.4以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

給湯設備	節湯型機器の有無※1	太陽熱温水器の有無※2	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
新築時に設備が設置されていない場合			22.2
ガス瞬間式（従来型）	有	有	12.4
		無	18.2
	無	有	16.3
		無	22.2
ガス瞬間式（潜熱回収型）	有	有	10.3
		無	15.3
	無	有	13.6
		無	18.6
石油瞬間貯湯式	有	有	12.0
		無	17.7
	無	有	15.8
		無	21.6
石油瞬間式（従来型）	有	有	11.7
		無	17.2
	無	有	15.3
		無	20.9
石油瞬間式（潜熱回収型）	有	有	10.3
		無	15.2
	無	有	13.6
		無	18.6
電気温水器（ヒーター式）	有	有	33.2
		無	49.0
	無	有	43.7
		無	59.7
電気温水器（ヒートポンプ式）※3	有	無	13.7
	無		16.7

※1 節湯型機器は、台所は「節湯 B」、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。

「節湯 A」とは手元止水機能（止水の容易な機構）を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が13mm以下のものをさす。

※2 傾斜角0～30度以内、方位角南面±45度以内、有効集熱面積3m²以上とした場合に適用とする。

※3 年間給湯効率（APF）3.0以上の場合に適用。APFは社団法人 日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

一次エネルギー消費量早見表

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

換気設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
ダクト式第一種換気システム	9.6
ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用)	8.2
ダクト式第二/三種換気システム	5.5
ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用)	4.1
壁付け給排気型ファン	9.6
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン)	4.1
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ^{※1} が 0.2W/ (m ³ /h) 以下のものを採用)	2.7

※1 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

	照明設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
(e-1) LDK	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.3
	白熱灯を使用している	4.3
	白熱灯を使用していない	3.6
	白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ^{※2} している	2.9
(e-2) LDK以外の居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	3.3
	白熱灯を使用している	3.3
	白熱灯を使用していない	3.1
	白熱灯を使用せずかつ LDK 以外のすべての居室で調光を採用 ^{※2} している	2.3
(e-3) 非居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.0
	白熱灯を使用している	4.0
	白熱灯を使用していない	1.6
	白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ^{※3} している	1.5

※1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

※2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

※3 非居室全体 (玄関ポーチ含む) のいずれかの設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

暖房設備による区分	一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年)	
	設置容量 ^{※1}	
	2kW	3kW
新築時に暖房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に暖房する場合	5.4	8.1
住宅全体を連続的に暖房する場合	6.5	9.8

※1 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

一次エネルギー消費量早見表

7) V地域

<一次エネルギー消費量の算出方法>

当該住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の (A) から (F) の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{当該住宅の年間一次エネルギー消費量} &= \text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(D) 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ \text{(E) 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- \text{(F) [太陽光発電設備等による発電電力 - (売電 + 家電機器消費相当分)]} \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (a-1)、住宅全体または居室を連続的に暖房する場合は (a-2)、居室を間欠的に暖房する場合は (a-3-1) 及び (a-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-1) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

住宅全体または居室を連続的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(a-2) 当該暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

居室を間欠的に暖房する場合：

$$\text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$= \text{(a-3-1) LDKの暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$+ \text{(a-3-2) その他居室の暖房設備の一次エネルギー消費量}$$

暖房方式	暖房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)				
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1				
		4.6 以下 [等級 3※2 を満たす]	3.3 以下	2.7 以下 [等級 4※2, ※3 を満たす]	2.1 以下	1.9 以下
(a-1) 新築時に設備が設置されていない場合		12.5	9.8	8.5	4.5	3.1
(a-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※4	36.6	26.1	21.2	11.8	8.7
(a-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	10.6	8.3	7.2	3.9	2.7
	ルームエアコンデーション※5	8.0	6.2	5.4	2.9	2.1
	FF式暖房設備	10.9	7.9	6.6	3.3	2.3
	ガス温水式床暖房※6 (瞬間式従来型給湯器)	13.4	9.7	8.0	4.1	2.8
	ガス温水式床暖房※6 (潜熱回収型給湯器) ※7	12.7	9.2	7.5	3.8	2.6
	電気温水式床暖房※6 (ヒートポンプ式)	10.5	7.3	5.9	3.0	2.0
(a-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	1.9	1.5	1.3	0.6	0.4
	ルームエアコンデーション※5	2.0	1.6	1.4	0.7	0.4
	FF式暖房設備	3.2	2.3	1.8	0.8	0.5

一次エネルギー消費量早見表

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (b-1)、住宅全体または居室を連続的に冷房する場合は (b-2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b-3-1) 及び (b-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量 = (b-1) 当該冷房設備の一次エネルギー消費量

住宅全体または居室を連続的に冷房する場合：

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量 = (b-2) 当該冷房設備の一次エネルギー消費量

新築時に設備が設置されていない場合、または居室を間欠的に暖房する場合：

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

= (b-3-1) LDKの冷房設備の一次エネルギー消費量

+ (b-3-2) その他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房方式	冷房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)									
		熱損失係数 [W/m ² K] ※1									
		4.6 以下 [等級 3※2 を満たす]		3.3 以下		2.7 以下 [等級 4※2, ※3 を満たす]		2.1 以下		1.9 以下	
		通風の確保の有無※8									
		無	有	無	有	無	有	無	有	無	有
(b-1) 新築時に設備が設置されていない場合		7.0	6.4	7.2	6.5	7.4	6.5	8.3	6.9	8.6	7.2
(b-1) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※9	25.4	/	26.3	/	26.8	/	29.0	/	29.8	/
(b-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	5.6	5.2	5.7	5.2	5.8	5.2	6.3	5.5	6.5	5.7
	ルームエアコンディショナー※10	4.3	4.1	4.4	4.0	4.5	4.0	4.9	4.3	5.1	4.4
(b-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	1.4	1.2	1.5	1.3	1.6	1.3	2.0	1.4	2.1	1.5
	ルームエアコンディショナー※10	1.4	1.2	1.6	1.3	1.7	1.3	2.1	1.5	2.3	1.6

※1 参考仕様は別表参照のこと。なお、評価対象とする特定住宅の断熱性能（熱損失係数）が、上記に表示する区分の間、またはそれ以下の数値である場合は、特定住宅の熱損失係数よりも数値が大きいほうの欄を適用する。例えば、熱損失係数が 2.5 の場合にあっては、上表の「2.7 以下」の欄より該当する一次エネルギー消費量を求める。

※2 省エネルギー対策等級（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示 1346 号）別表 1 の(イ)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。）（現在改定中）

※3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）に適合。（現在改定中）

※4 エネルギー消費効率（暖房能力 [kW] を暖房消費電力 [kW] で除した数値）が 3.0 以上の場合に適用とする。

※5 LDK に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率（暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値）が 4.6 以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が 5.9 以上の場合に適用とする。

※6 床暖房の敷設率が 75%以上、配管は「断熱被覆が有るもの」を設置し、床の上面放熱率が 90%以上の場合に適用とする。

※7 エネルギー消費効率（熱効率）が 87%以上の場合に適用とする。

※8 通風の確保の有無の判断については、(b-2) または (b-3) の区分を構成するすべての居室について①又は②に該当する場合は各区分について「有」を適用できるものとする。

① 居室の方位の異なる壁面（屋根面を含む。以下同じ。）二面に面積比(対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。同一の壁面上に複数の開口部がある場合は合算可。以下同じ)1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

②次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室（廊下等の非居室を含む。）に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

※9 エネルギー消費効率（冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値）が 3.0 以上に適用とする。

一次エネルギー消費量早見表

※10 LDK に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が 3.7 以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が 5.4 以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

給湯設備	節湯型機器の有無※1	太陽熱温水器の有無※2	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
新築時に設備が設置されていない場合			20.0
ガス瞬間式（従来型）	有	有	9.5
		無	16.4
	無	有	13.0
		無	20.0
ガス瞬間式（潜熱回収型）	有	有	8.0
		無	13.9
	無	有	10.9
		無	16.9
石油瞬間貯湯式	有	有	9.1
		無	15.7
	無	有	12.4
		無	19.1
石油瞬間式（従来型）	有	有	8.9
		無	15.4
	無	有	12.1
		無	18.7
石油瞬間式（潜熱回収型）	有	有	8.0
		無	13.8
	無	有	10.9
		無	16.8
電気温水器（ヒーター式）	有	有	25.8
		無	44.5
	無	有	35.1
		無	54.2
電気温水器（ヒートポンプ式）※3	有	無	11.9
	無		14.5

※1 節湯型機器は、台所は「節湯 B」、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。

「節湯 A」とは手元止水機能（止水の容易な機構）を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が 13mm 以下のものをさす。

※2 傾斜角 0～30 度以内、方位角南面±45 度以内、有効集熱面積 3m² 以上とした場合に適用とする。

※3 年間給湯効率（APF）3.0 以上の場合に適用。APF は社団法人 日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

一次エネルギー消費量早見表

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

換気設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
ダクト式第一種換気システム	9.6
ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用)	8.2
ダクト式第二/三種換気システム	5.5
ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用)	4.1
壁付け給排気型ファン	9.6
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン)	4.1
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ^{※1} が 0.2W/ (m ³ /h) 以下のものを採用)	2.7

※1 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

	照明設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
(e-1) LDK	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.3
	白熱灯を使用している	4.3
	白熱灯を使用していない	3.6
	白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ^{※2} している	2.9
(e-2) LDK以外の居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	3.3
	白熱灯を使用している	3.3
	白熱灯を使用していない	3.1
	白熱灯を使用せずかつ LDK 以外のすべての居室で調光を採用 ^{※2} している	2.3
(e-3) 非居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.0
	白熱灯を使用している	4.0
	白熱灯を使用していない	1.6
	白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ^{※3} している	1.5

※1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

※2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

※3 非居室全体 (玄関ポーチ含む) のいずれかの設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

暖房設備による区分	一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年)	
	設置容量 ^{※1}	
	2kW	3kW
新築時に暖房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に暖房する場合	5.4	8.1
住宅全体を連続的に暖房する場合	6.6	9.9

※1 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

一次エネルギー消費量早見表

8) VI地域

<一次エネルギー消費量の算出方法>

当該住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の (A) から (F) の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned}
 \text{当該住宅の年間一次エネルギー消費量} &= \text{(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ \text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ \text{(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ \text{(D) 換気設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ \text{(E) 照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &- \text{(F) [太陽光発電設備等による発電電力 - (売電 + 家電機器消費相当分)]}
 \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

VI地域は暖房設備の設置はないものとする。

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、新築時に設備が設置されていない場合は (b-1)、住宅全体または居室を連続的に冷房する場合は (b-2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b-3-1) 及び (b-3-2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

新築時に設備が設置されていない場合

$$\text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(b-1) 当該冷房設備の一次エネルギー消費量}$$

住宅全体または居室を連続的に冷房する場合：

$$\text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量} = \text{(b-2) 当該冷房設備の一次エネルギー消費量}$$

新築時に設備が設置されていない場合、または居室を間欠的に暖房する場合：

$$\text{(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$= \text{(b-3-1) LDKの冷房設備の一次エネルギー消費量}$$

$$+ \text{(b-3-2) その他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量}$$

冷房方式	冷房設備	一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年)					
		熱損失係数 [W/m ² K] ※ ¹ 及び夏季日射取得係数					
		熱損失係数 8.1 以下 夏季日射取得係数 0.08 [等級 3※ ² を満たす]		熱損失係数 3.7 以下 夏季日射取得係数 0.06 [等級 4※ ² , ※ ³ を満たす]		熱損失係数 3.7 以下 夏季日射取得係数 0.04※ ⁴	
		通風の確保の有無※ ⁵					
		無	有	無	有	無	有
(b-1) 新築時に設備が設置されていない場合		13.5	12.8	13.5	12.4	9.2	8.4
(b-2) 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合	ヒートポンプ式 セントラル空調システム※ ⁶	48.8		49.6		40.8	
(b-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	10.6	10.1	10.1	9.4	6.8	6.4
	ルームエアコン※ ⁷	8.2	7.9	7.8	7.3	5.3	4.9
(b-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合	新築時に設備が設置されていない場合	2.9	2.7	3.4	3.0	2.4	2.0
	ルームエアコン※ ⁷	3.0	2.8	3.6	3.1	2.5	2.2

※¹ 参考仕様は別表参照のこと。なお、評価対象とする特定住宅の断熱性能（熱損失係数）が、上記に表示する区分の間、またはそれ以下の数値である場合は、特定住宅の熱損失係数よりも数値が大きいほうの欄を適用する。例えば、熱損失係数が 2.5 の場合にあっては、上表の「2.7 以下」の欄より該当する一次エネルギー消費量を求める。

※² 省エネルギー対策等級（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示 1346 号）別表 1 の (イ) 項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。）（現在改定中）

※³ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）に適合。（現在改定中）

一次エネルギー消費量早見表

※4 躯体の断熱は等級4を確保した上で、窓の日射遮蔽仕様を普通ガラス（単板）に外付ブラインドを設置するか、若しくは、それと同等以下の日射侵入率となるガラスと付属部材の組合せとすること。

※5 通風の確保の有無の判断については、(b-2)または(b-3)の区分を構成するすべての居室について①又は②に該当する場合は各区分について「有」を適用できるものとする。

① 居室の方位の異なる壁面（屋根面を含む。以下同じ。）二面に面積比(対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。同一の壁面上に複数の開口がある場合は合算可。以下同じ)1/35以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

② 次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比1/20以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室（廊下等の非居室を含む。）に面積比1/20以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比1/50以上の欄間等の開口部が設置されている。

※6 エネルギー消費効率（冷房能力(kW)を冷房消費電力(kW)で除した数値)が3.0以上に適用とする。

※7 LDKに設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率（冷房能力(kW)を冷房消費電力(kW)で除した数値)が3.7以上、その他居室に設置するルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率が5.4以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

給湯設備	節湯型機器の有無※1	太陽熱温水器の有無※2	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
新築時に設備が設置されていない場合			15.8
ガス瞬間式（従来型）	有	有	6.4
		無	13.0
	無	有	9.1
		無	15.8
ガス瞬間式（潜熱回収型）	有	有	5.4
		無	11.1
	無	有	7.7
		無	13.5
石油瞬間貯湯式	有	有	6.1
		無	12.4
	無	有	8.7
		無	15.1
石油瞬間式（従来型）	有	有	5.9
		無	12.0
	無	有	8.4
		無	14.7
石油瞬間式（潜熱回収型）	有	有	5.4
		無	10.9
	無	有	7.6
		無	13.3
電気温水器（ヒーター式）	有	有	17.5
		無	35.6
	無	有	24.9
		無	43.4
電気温水器（ヒートポンプ式）※3	有	無	7.7
	無		9.4

※1 節湯型機器は、台所は「節湯B」、シャワーは「節湯AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。

「節湯A」とは手元止水機能（止水の容易な機構）を有する機器、「節湯B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が13mm以下のものをさす。

※2 傾斜角0～30度以内、方位角南面±45度以内、有効集熱面積3m²以上とした場合に適用とする。

※3 年間給湯効率(APF)3.0以上の場合に適用。APFは社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

一次エネルギー消費量早見表

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

換気設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
ダクト式第一種換気システム	9.6
ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用)	8.2
ダクト式第二/三種換気システム	5.5
ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用)	4.1
壁付け給排気型ファン	9.6
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン)	4.1
壁付けファン (給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ^{※1} が 0.2W/ (m ³ /h) 以下のものを採用)	2.7

※1 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

	照明設備	一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年)
(e-1) LDK	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.3
	白熱灯を使用している	4.3
	白熱灯を使用していない	3.6
	白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ^{※2} している	2.9
(e-2) LDK以外の居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	3.3
	白熱灯を使用している	3.3
	白熱灯を使用していない	3.1
	白熱灯を使用せずかつLDK以外のすべての居室で調光を採用 ^{※2} している	2.3
(e-3) 非居室	新築時に設備が設置されていない場合 ^{※1}	4.0
	白熱灯を使用している	4.0
	白熱灯を使用していない	1.6
	白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ^{※3} している	1.5

※1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

※2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

※3 非居室全体 (玄関ポーチ含む) のいずれかの設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

冷房設備による区分	一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年)	
	設置容量 ^{※1}	
	2kW	3kW
新築時に冷房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に冷房する場合	5.0	7.5
住宅全体を連続的に冷房する場合	6.4	9.6

※1 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

一次エネルギー消費量早見表
別表 熱損失係数 (Q 値) と夏季日射取得係数 μ 参考値

地域区分		等級 3 相当 ^{※1}	等級 4 相当 ^{※1※2}	等級 4 を上回る仕様
熱損失係数 Q 【W/K・m ² 】 または これらと同等 性能を有する 冬季日射 利用住宅	I a	1.8	1.6	1.4
	I b			
	II	2.7	1.9	1.4
	III	3.3	2.4	1.9
	IVa	4.2	2.7	1.9
	IVb			
	V	4.6	2.7	1.9
VI	8.1	3.7	3.7	
夏季日射 取得係数 μ	I a	—	0.08	0.08
	I b			
	II	—	0.08	0.08
	III	0.1	0.07	0.07
	IVa	0.1	0.07	0.07
	IVb			
	V	0.1	0.07	0.07
VI	0.08	0.06	0.04	

※1 省エネルギー対策等級（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示 1346 号）別表 1 の(イ)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。）（現在改定中）

※2 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示 第 3 号）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）に適合。（現在改定中）